

「無期転換ルール」、ご確認ください！

「無期転換ルール」とは、同一の使用者（企業）との間で、有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたときに、労働者の申込みによって無期労働契約に転換されるルールです。



- ・平成25年4月1日に「労働契約法の一部を改正する法律」が施行され、有期労働契約について「無期転換ルール」が規定されました。
- ・有期労働契約であれば、パート、アルバイト、契約社員、嘱託など呼称にかかわらず、対象となります。
- ・無期転換ルールは、有期労働契約の濫用的な利用を抑制し、労働者の雇用の安定を図ることを目的としています。

これを機にご確認ください！

1年契約の場合

5回目の更新後の1年間に無期転換の申込権が発生します。



3年契約の場合

1回目の更新後の3年間に無期転換の申込権が発生します。



令和6年4月施行

無期転換ルールに関する省令が改正されました！

- ① 有期労働契約の締結時には、通算契約期間又は有期労働契約の更新回数の上限を明示すること。
- ② 無期転換申込権が発生する契約更新時には、無期転換申込機会と無期転換後の労働条件を明示すること。



無期転換ルールのポイント

申込み

平成25年4月1日以降に開始した有期労働契約の通算契約期間が5年を超える場合、その契約期間の初日から末日までの間に、無期転換の申込みができます。

転換

無期転換の申込みをすると、使用者が申込みを承諾したものとみなされ、無期労働契約が成立します。無期労働契約に転換されるのは、申込み時の有期労働契約が終了する翌日からです。

労働条件

職務や賃金、労働時間などの労働条件は、「別段の定め」がない限り直前の有期労働契約と同一です。

「別段の定め」とは？
労働協約、就業規則、個々の労働契約（無期転換にあたって労働条件を変更することについての個別合意）のことで

更新

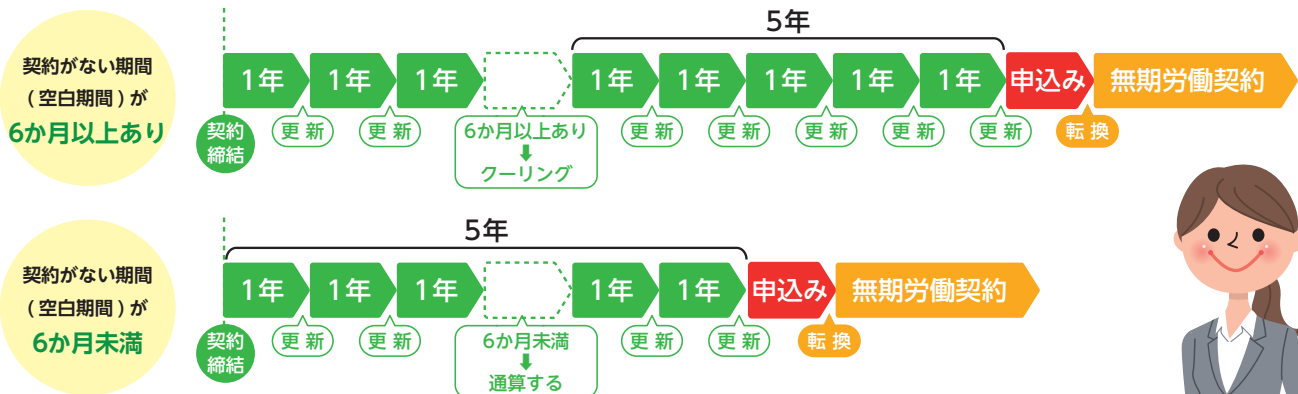
無期転換を申し込まないことを契約更新の条件とするなど、あらかじめ労働者に無期転換申込権を放棄させることはできません。

- ❗長年、有期労働契約で働いてきた労働者を、無期労働契約にならないようにする目的で契約期間の終了時に特別な理由なく雇止めすることは、許されない場合もありますので、注意しましょう。

クーリング

有期労働契約とその次の有期労働契約の間に、契約がない期間（空白期間）が一定期間以上あるときは、その空白期間よりも前の有期労働契約は通算しません。

契約期間が1年以上の場合



契約期間が1年未満の場合

契約期間の区分ごとに示された空白期間に該当するときはクーリングされます（通算しません）。

	契約期間	クーリングに必要な空白期間
1年未満	10か月超	6か月以上
	8か月超～10か月以下	5か月以上
	6か月超～8か月以下	4か月以上
	4か月超～6か月以下	3か月以上
	2か月超～4か月以下	2か月以上
	2か月以下	1か月以上

無期転換ルールの特例

通常は同一使用者との有期労働契約が通算5年を超えて反復更新された場合に、無期転換申込権が発生しますが、無期転換ルールには以下の特例があります。

- 1 大学等及び研究開発法人の研究者、教員、技術者等については、特例により10年を超えた場合に無期転換ルールが適用されます。
- 2 事業主が都道府県労働局長の認定を受けた場合には、5年を超える一定の期間内（上限10年）に完了することが予定されている業務に就く高度専門的知識等を有する有期雇用契約の労働者についてはその業務の完了までの期間、定年退職後に有期労働契約で継続雇用される労働者についてはその継続雇用の期間、上記の無期転換申込権が発生しません。

※令和5年4月に無期転換ルールが施行されて10年が経過します。これを機に無期転換ルールの特例をご確認ください！
上記①、②に該当する労働者を雇用する使用者は、労働契約の締結・更新時に、特例の対象となる労働者に対し、特例の対象者となる旨を書面等に明示することとされています。

電話相談専用 東京都ろうどう 110番 ☎0570-00-6110
TOKYO はたらくネットホームページ <https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/>



●東京都労働相談情報センター及び各事務所で労働相談を受け付けています。

飯田橋 03-3265-6110 大崎 03-3495-6110 池袋 03-5954-6110
亀戸 03-3637-6110 多摩 042-595-8004